**政令第三百三十九号**

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項から第三項までの規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表十四の項を同表十五の項とし、同表十三の項中「自動車検査証」を削り、同項を同表十四の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 十三　自動車検査証の再交付を申請する者 | 一件につき三百五十円 |

第二条の表一の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千百円」を「千四百円」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千五百円」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「ともに」を「共に」に、「千百円」を「千三百円」に改め、同欄第三号中「限る。）」を「限る。）千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「二千円」を「二千百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千百円」を「二千二百円」に改め、同表二の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千百円」を「千二百円」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千四百円」に、「千円」を「千二百円」に改め、同欄第二号中「千百円」を「千二百円」に改め、同欄第三号中「限る。）」を「限る。）千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「千八百円」を「千九百円」に改め、同号ハを同号ロとし、同表三の項下欄第一号中「二千円」を「二千百円」に改め、同欄第二号中「千四百円」を「千九百円」に改め、同欄第三号中「二千百円」を「二千二百円」に改め、同表四の項下欄第一号中「ともに」を「共に」に、「千百円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「限る。）千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第三号イ中「二千円」を「二千百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千百円」を「二千二百円」に改める。

第三条第一項中「四百円と」を「五百円と」に改める。

**附　則**

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百四十号**

特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十四条第二項から第四項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第四十条―第四十六条）」を「第七章　入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第四十条―第四十六条）　第八章　雑則（第四十七条―第五十条）」に改める。

本則に次の一章を加える。

**第八章　雑則**

（審査費用の概算額の算定）

**第四十七条**　法第二百三十四条第二項及び第三項の規定による概算額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第二百三十四条第二項の概算額　同条第一項の審査のために必要な調査の対象となる者の数その他の審査の対象となる事項に関する数量に応じて当該審査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。

二　法第二百三十四条第三項の概算額　同項の追加の調査に要すると見込まれる人件費、物件費、旅費その他の費用を勘案して算定すること。

（審査費用の概算額等の通知）

**第四十八条**　法第二百三十四条第二項から第四項までの規定による概算額又は不足額の通知は、同条第七項に規定する事項並びに納付の期限及び場所を記載した書面をもってするものとする。

（審査費用の概算額に係る現金の保管）

**第四十九条**　カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定による概算額の納付があったときは、同条第一項の審査が終了した後に当該概算額の全部若しくは一部を一般会計の歳入に繰り入れるため、又は次条の規定により当該概算額の全部若しくは一部を当該概算額を納付した者に返還するため、当該概算額に係る現金の全部を保管するものとする。

（審査費用を超える額の返還）

**第五十条**　カジノ管理委員会は、法第二百三十四条第二項又は第三項の規定により概算額として納付された額が同条第一項の費用の額を超えるときは、その超える額について、遅滞なく、当該概算額を納付した者に返還するものとする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百四十一号**

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（令和三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第一号イ」を「第四号イ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号中「カジノ関連機器等輸入業者に係る検定」を「検定のうちカジノ関連機器等輸入業者に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　法第二百三十三条第一項第一号に掲げる者のうち法第百四十九条（法第百五十条第二項において準用する場合を含む。第三号イにおいて同じ。）において準用する法第四十二条第三項の再交付を申請する者　当該再交付一件につき九千七百円